

第3回厚真町議会臨時会説明資料

令和7年5月2日

目 次

厚真町税条例の一部改正について	2頁～15頁
損害賠償額の決定について	16頁～29頁
令和7年度厚真町一般会計補正予算（第2号）について	30頁

厚真町税条例の主な改正内容について

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、厚真町税条例について所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の主な内容

(1) 町民税

① 特定親族特別控除の創設に伴う改正

特定扶養控除に関して控除対象となる19歳以上23歳未満の扶養親族等所得要件を拡大とともに、一定の所得を超えた場合でも控除額が段階的に遞減する仕組みを導入。

【条例の改正箇所】

条項	見出し	改正の内容（概要）
第34条の2	所得控除	控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加する規定の整備
第36条の2 第1項	町民税の申告	町民税の申告義務に係る規定の整備
第36条の3 の2	個人の町民税に係る給与所得者 の扶養親族等の申告	扶養親族等申告書に特定親族を追加する規定の整備
第36条の3 の3	個人の町民税に係る公的年金 受給者の扶養親族等の申告	扶養親族等申告書に特定親族を追加する規定の整備

② その他の地方税法の改正に伴う改正

【条例の改正箇所】

条項	見出し	改正の内容（概要）
第18条	公示送達	公示事項を電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をする方法の定義を整備
第18条の3	納税証明事項	条例第18条の改正に伴う文言の整備
附則第10条 の2	法附則第15条第2項第1号 等の条例で定める割合	引用条項のずれの改正

(2) 軽自動車税

① 二輪車の車両区分の見直しに伴う改正

総排気量125cc以下で最高出力4.0kW以下(50cc相当)に制御したバイクに係る軽自動車税割の税率を年額2,000円(50cc原付と同額)とする。

【条例の改正箇所】

条項	見出し	改正の内容（概要）
第82条	種別割の税率	原動機付自転車に対する種別割の税率の区分の改正
第89条第2項第5号	種別割の減免	減免申請書の記載事項に係る規定の整備

② 道路交通法の改正に伴う改正

【条例の改正箇所】

条項	見出し	改正の内容（概要）
第90条	身体障害者等に対する種別割の減免	マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備

(3) たばこ税

① 加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う改正

紙巻たばこよりも税負担水準が低い加熱式たばこの課税の適正化を図る。

【条例の改正箇所】

条項	見出し	改正の内容（概要）
附則第16条の2の2	加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例	加熱式たばこに係る課税標準の特例を新設

(4) その他

① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）の改正に伴う改正

【条例の改正箇所】

条項	見出し	改正の内容（概要）
第36条の2第10項	町民税の申告	引用条項のずれの改正
第63条の2	施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出	引用条項のずれの改正
第89条第2項第2号	種別割の減免	引用条項のずれの改正
第139条の3	特別土地保有税の減免	引用条項のずれの改正

厚真町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第17条 (略) (公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）</u>を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を厚真町公告式条例（昭和40年条例第33号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p>	<p>第1条～第17条 (略) (公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、厚真町公告式条例（昭和40年条例第33号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p>
<p>第18条の2 (略) (納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>第18条の2 (略) (納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則</u>（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>第18条の4～第33条 (略) (所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地</p>	<p>第18条の4～第33条 (略) (所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地</p>

厚真町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第34条の3～第36条 (略) (町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るもの)を除く。)、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控</u></p>	<p>震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第34条の3～第36条 (略) (町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るもの)を除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定す</p>

厚真町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>除額の控除若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</p>	<p>る扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</p>

厚真町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>第2条第16項</u> に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	<u>第2条第15項</u> に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
第36条の3 (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	第36条の3 (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略)	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略)
2~6 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	2~6 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一

厚真町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>第36条の4～第63条の1 (略) (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に</p>	<p>にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>第36条の4～第63条の1 (略) (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に</p>

厚真町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
提出して行なわなければならない。	提出して行なわなければならない。
(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（ <u>同条第16項</u> に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（ <u>同条第15項</u> に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
2 (略)	2 (略)
第63条の3～第81条の8 (略) (種別割の税率)	第63条の3～第81条の8 (略) (種別割の税率)
第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ <u>エ</u> 及び <u>オ</u> に掲げるものを除く。） 年額 2,400円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ <u>ウ</u> に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ <u>二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 エ <u>二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの</u> （ <u>ウ</u> に掲げるものを	第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ <u>エ</u> に掲げるものを除く。） 年額 2,400円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの <u>又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 ウ <u>二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの</u> 又は定格出力が0.8

厚真町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>除く。) 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>才</u> (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第83条～第88条 (略) (種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車については、原動機の総排気量及び最高出力）</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p>	<p>キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>工</u> (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第83条～第88条 (略) (種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p>

厚真町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第90条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証</u>（以下この項において「運転免許証」という。）<u>又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記載された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u></p>	<p>第90条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証</u>（以下この項において「運転免許証」という。）<u>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u></p>

厚真町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2 第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」とい う。）の番号、運転免許の年月日、運転 免許証又は免許情報記録の有効期限並び に運転免許の種類及び条件が附されてい る場合にはその条件</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 <u>前項の場合において、免許情報記録個人番 号カードを提示したときは、当該免許情報 記録個人番号カードに記録された特定免許 情報を確認するために必要な措置を受けな ければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>第91条～第139条の2 (略) (特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免 を受けようとする者は、納期限までに、次 に掲げる事項を記載した申請書にその減免 を受けようとする事由を証明する書類を添 付して町長に提出しなければならない。た だし、町長が、当該者が所有し、又は取得 する土地が同項各号のいずれかに該当する ことが明らかであり、かつ、特別土地保有 税を減免する必要があると認める場合は、 この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及 び法人番号（行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第2条第16項に規定する法 人番号をいう。以下この号において同 じ。）（法人番号を有しない者にあつ</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有 効期限並びに運転免許の種類及び条件が 附されている場合にはその条件</p> <p>(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第91条～第139条の2 (略) (特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免 を受けようとする者は、納期限までに、次 に掲げる事項を記載した申請書にその減免 を受けようとする事由を証明する書類を添 付して町長に提出しなければならない。た だし、町長が、当該者が所有し、又は取得 する土地が同項各号のいずれかに該当する ことが明らかであり、かつ、特別土地保有 税を減免する必要があると認める場合は、 この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及 び法人番号（行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第2条第15項に規定する法 人番号をいう。以下この号において同 じ。）（法人番号を有しない者にあつ</p>

厚真町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>ては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 3 (略)</p> <p>附 則 第1条～第10条 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～20 (略) 21 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 22・23 (略) 第10条の3～第16条の2 (略) <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ</p>	<p>ては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 3 (略)</p> <p>附 則 第1条～第10条 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～20 (略) 21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 22・23 (略) 第10条の3～第16条の2 (略)</p>

厚真町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。) の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこの当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙たばこの20本に換算する方法</p> <p>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの</p>	

厚真町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p> <p>第16条の3～第28条 (略)</p>	第16条の3～第28条 (略)

からの

損害賠償請求事件に係る訴訟について（以下「訴訟」という。）

1 訴訟の内容

東京地方裁判所令和4年（ワ）第5319号損害賠償請求事件

（1）訴状の受理

令和4年3月3日付提出

（以下「原告」という。）より東京
地方裁判所を通して訴状が提出された。

令和4年3月18日受理

（2）訴状の内容

① 被告

ア 厚真町

イ （以下「被告会社」という。）

② 請求の趣旨

ア 被告らは、原告に対し、連帶して金1,000万円及び
これに対する平成24年11月20日から支払済みまでの
年5%の割合による遅延損害金を支払え。（一部請求）

イ 訴訟費用は被告らの負担とする。

③ 本件の概要

被告厚真町は、平成24年11月20日、本件公売の買受人
である被告会社と共に謀し、公売の対象となった動産を被告会
社に引き渡す際、公売の対象外であった原告所有の機械2台
及び原告が製造した製品の在庫を引き渡した。

本件訴訟は、被告厚真町と被告会社の上記行為により、原告
の上記機械及び在庫に係る所有権が侵害されたとして、原告
が、被告会社に対して不法行為に基づく損害賠償請求をする

とともに被告厚真町に対して国家賠償請求をするもの。

④ 損害賠償請求

ア 本件機械	2台	2, 000万円
イ 本件在庫	モクレンブロック等	500万円
ウ 逸失利益	機械2台の収益	8, 906万円
エ 慰謝料	精神的苦痛	300万円
オ 調査費用	現地調査・取材	200万円
カ 弁護士費用		300万円
	損害合計	1億2, 206万円

2 訴訟内容に関する調査及び協議

(1) 町の内部調査及び関係書類の確認

公売時の担当者への事情聴取及び関係書類の確認を行った結果、以下の問題点が明らかになった。

- ① 差し押さえ動産と差し押さえ対象外動産が混在していることを担当者が認識していなかった。
- ② 公売希望者から提出のあった見積書に公売対象外の動産が含まれていた。
- ③ 公売対象動産搬出時に立会がされず、搬出時における確認書及び写真等が整備されていなかった。

(2) 代理人の設定及び協議

本件について、法律事務所と委任契約を締結し、代理人を依頼。

代理人との協議により、公売時に町の瑕疵があり、差し押さえ対象外の動産（工場内機械2台）については損害賠償の対象となること、損害賠償額については正当性を争うことが確認された。

(3) 町の事実確認と主張

- ① バイニッシュ社製の機械 1 台が、公売先の工場に存在していることが確認された。(令和 3 年 1 月 27 日現地確認)
- ② 厚真町が実施した公売の際に、本来公売の対象動産ではないにも関わらずにこれを対象とし、買受人により搬出されてしまった。
- ③ もう 1 台の機械が存在していたことを主張しているが、現在の所在は不明であるものの、上記と同じく公売の対象動産ではないにも関わらず買受人によって搬出されてしまった可能性が極めて高い。
よって、バイニッシュ社製の機械 2 台については、厚真町に賠償義務がある。
- ④ それ以外の工具及び部材に関する請求について、そもそも何を指しているのかも不明であり、賠償請求には応じられない。
- ⑤ 機械 2 台については、適正な賠償額として、平成 24 年当時の時価相当額につき賠償する。

██████████ が請求しようとする損害額は、損害賠償の実務における損害論とはかけ離れた主張であって、当該主張を前提とする請求には応じられない。

- ⑥ 機械 2 台の平成 24 年当時の時価相当額について、客観的かつ合理的な資料を提示のうえ、これをもって損害論についての然るべき主張・立証をされたい。

3 口頭弁論（オンラインによる準備書面を用いた会議）の経過

○令和 4 年 4 月 6 日付 【移送申立】

本件を、東京地方裁判所から札幌地方裁判所への移送を求める。

○令和4年6月15日付 【移送決定】

東京地方裁判所が本件を札幌地方裁判所へ移送することを決定

札幌地方裁判所令和4年(ワ)第1347号損害賠償請求事件

○令和4年10月6日 【第1回期日（書面による準備手続）】

- ・裁判所 担当裁判官2名
- ・被告町 町代理人弁護士2名、町担当者
- ・被告会社 被告会社代理人弁護士2名
- ・原告 代理人弁護士2名

訴状内容の確認、原告と被告の主張を確認

○令和4年11月14日 【第2回期日】

- ・本件機械2台の存在確認、機械価額の主張・立証
- ・原告による損害額の主張

ア	本件機械	2台	2,462万円
イ	本件在庫	モクレンブロック等	500万円
ウ	逸失利益	機械2台の収益	8,906万円
エ	慰謝料	精神的苦痛	300万円
オ	調査費用	現地調査・取材	306万円
カ	弁護士費用		400万円
		損害合計	1億2,874万円

○令和4年12月1日 【第3回期日】

- ・裁判所による原告、被告の主張の骨子整理
- ・本件機械の損害額の算出方法（新品、リース）について

○令和5年1月19日 【第4回期日】

- ・本件機械2台の損害額（2,462万円）の確認

$$\begin{aligned} & \text{取得価額 } 1,200 \text{ 万円} \times 17 \text{ 年経過の減価係数 } 0.26 \\ & = \text{ 中古買取価格 } 312 \text{ 万円} \\ & \div 0.7 \\ & = \text{ 中古販売価格 } 445 \text{ 万円} \\ & + \text{ 輸送費用} = \underline{500 \text{ 万円}} \text{ (機械 } 1 \text{ 台分の時価額)} \\ & \cdot \text{ 逸失利益 (8,906 万円) の主張確認} \\ & \cdot \text{ 調査費用 (306 万円) の証拠確認} \end{aligned}$$

○令和5年3月6日 【第5回期日】

- ・原告が主張する損害額に対する被告からの主張・反論

○令和5年4月7日付 【訴え変更申立】

- ・原告より、訴えの追加的変更、調査費用と慰謝料を合わせた606万円の請求追加
- ・被告会社が本件機械を持出し、その1台を現在まで使用しているにも関わらず、令和元年12月に町が被告会社に機械の持出しについて質問したところ、「記憶にない・不明」との回答であったことに対し、被告会社による虚偽回答、虚偽回答を鵜呑みにした町の調査義務違反の過失により、権利侵害と精神的苦痛を受けたことを主張

○令和5年4月13日 【第6回期日】

- ・訴え変更申立の確認
- ・原告より、本件機械の前モデルが現在中古価格 158 万円で取引されている証拠書類の提出があったが、損害額については1台500万円とし、これまでの主張と同様
- ・原告より、町に対して、令和元年12月の照会に対する被告会社の虚偽回答に関して、当時のやり取り内容、文書作成の

確認、提出についての求釈明

- ・原告の追加請求部分に対する、被告の認否確認

○令和5年5月25日 【第7回期日】

- ・原告より、被告会社の虚偽回答の故意・悪質性の主張
- ・原告より、町が虚偽回答を鵜呑みにした過失の主張
- ・町より、令和元年12月の照会に関して、電話による問い合わせを行っただけであり、文書・資料は存在していない旨の回答
- ・町より、被告会社の回答が事実に反するものであるとは全く思ってもいなかつたこと、その回答を事実として受け入れたことに対する過失は全くないとの主張
- ・被告会社より、慰謝料について、原告は法人であることから、精神的苦痛は感じないこと、財産権の侵害については、損害の賠償により慰謝されるため別途精神的損害である慰謝料は発生しないとの主張

○令和5年7月10日 【第8回期日】

裁判所から提案された和解案

- (1) 被告会社が、原告に対し、158万円を支払い、本件機械1を買い受ける。
- (2) 被告厚真町が、原告に対し、解決金として92万円を支払う。
 - ・本件機械1と同時期に製造された同モデルが、現在158万円で取引されていることから現在の価格と認めた。
 - ・本件機械1の当時の市場価格を1,000万円、公売時の市場価格は250万円相当とし、現在の市場価格158万円を差し引いた92万円を原告の損害額とした。

- ・被告会社は、権限なく他人の動産を持ち出さない注意義務に違反したものであり、過失があった。
- ・被告厚真町は、公売対象でないものを搬出させない注意義務に違反したものであり、過失があった。

当事者の見解

- ・原 告：機械 1 台の評価であり、本件機械 2 について考慮されていないこと、調査費用が不認定のため、和解案には応じられない。
- ・被告会社：和解案は否定しないが、最終的な金銭負担は被告厚真町に負担してもらいたい。
- ・厚 真 町：和解案に異議はない。本件機械 2 については積極的に争ってはいない。

○令和 5 年 8 月 21 日 【第 9 回期日】

- ・原告より、機械が 2 台存在していたこと、調査費用に関する主張立証。被告会社とは判決まで争う考え。
- ・被告会社は、金銭負担伴う和解には応じない。
- ・裁判所からは、当時者間の協議を踏まえ、和解は困難と判断し、審理を続行する考えが示される。

○令和 5 年 9 月 19 日

- ・原告訴訟代理人弁護士が辞任。以後、原告本人が訴訟を進める意向を確認

○令和 5 年 10 月 20 日 【口頭弁論】

- ・原告より、厚真町長、厚真町議会議長、厚真町訴訟代理人弁護士事務所長、被告会社代表、被告会社訴訟代理人弁護士事務所長に対する尋問請求

- ・裁判所は、原告からの証人尋問の請求を却下。口頭弁論は結審となり、判決言渡期日を令和6年1月19日に指定。

4 判決

令和6年1月19日判決言渡

○判決主文

- 1 被告会社は、原告に対し、被告厚真町と連帶して101万円及びこれに対する平成24年11月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告厚真町は、原告に対し、376万円及びこれに対する平成24年11月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を（ただし、101万円及びこれに対する平成24年11月20日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告会社と連帶して）支払え。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、被告会社に生じた費用を10分し、その1を被告会社の、その余を原告の各負担とし、被告厚真町に生じた費用を10分し、その3を被告厚真町の、その余を原告の各負担とし、原告に生じた費用を20分し、その1を被告会社の、その3を被告厚真町の、その余を原告の各負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

○被告の行為により生じた損害額の評価

(1) 被告会社

- ・本件機械1と同時期に製造された同モデルが、現在158万円で取引されていることから、それを現在の価格とし、当時の市場価格を1,000万円、公売時の市場価格は

250万円相当とし、現在の市場価格158万円を差し引いた92万円を価値減少分とした。

- ・原告の弁護士費用の相当分 9万円
- ・損害額 92万円 + 9万円 = 101万円

(2) 被告厚真町

- ・本件機械1の価値減少分 92万円
- ・本件機械2の本公売時における価額 250万円
- ・原告の弁護士費用の相当分 34万円
- ・損害額 92万円 + 250万円 + 34万円 = 376万円

(3) その他

- ・原告が主張した、逸失利益、調査費用、慰謝料は認められない。

○被告の行為の違法有責性

(1) 被告会社

- ・本件公売により買い受けた公売対象物以外のものには何ら権限を有しておらず、工場から公売対象外の本件機械1を持ち出したことは、原告の所有権を侵害するもの。公売の公告に本件機械1が対象財産として記載されておらず、公売の対象でないことを容易に知ることができたにもかかわらず、本件機械1を持ち出した行為は違法である。
- ・原告が主張する公売の対象財産でないことを知りながら、あえて持ち出したとする故意の存在は認められない。

(2) 被告厚真町

- ・被告厚真町職員は、本件公売の対象財産でないものを引き渡さない注意義務を負っていたにもかかわらず、公売対象外である本件各機械を公売対象財産と誤信し、被告会社に

対しその搬出を指示した行為は、職務上の注意義務に違反したものとして、違法性及び過失が認められる。

- ・原告が主張する公売の対象財産でないことを知りながら、あえて被告会社に引き渡したとする故意の存在は認められない。

5 控訴

(1) 仮執行宣言

- ・判決主文の第5項に「仮執行宣言」が付されており、控訴や上告を経て判決が確定する前でも、原告が相手方に対し強制執行（財産の差押え）することができる効力を持つもの。第1審で勝訴した原告が相手方の財産が散逸・所在不明になる前に差押えることができるようにするための配慮措置。自治体に対しての事例は稀有である。
- ・今般、原告が強制執行を行使するかは不明であるが、町税を滞納している相手方に、町に対して差押え等の強制執行ができる効力が付与されていることはリスクであり、不適切な状態である。

(2) 強制執行停止決定の申し立て

- ・相手方の強制執行を回避するために、裁判所に強制執行停止の申し立てをすることができるが、控訴の提起が必要。
- ・担保を立てる必要があり、損害賠償額の5～8割を供託金として納入しなければならない。

(3) 専決処分

- ・控訴の提起をすることについて、専決処分。

専決処分日 令和6年1月29日

(4) 控訴状の提出

第1審の判決に対し、町としては、裁判所による損害額の評

価を理解し、損害賠償金の支払いに応じようとするものであるが、仮執行宣言により強制執行を行使できる効力に対抗するため、強制執行停止決定の申し立てをすべく、控訴の提起をするもの。

- ・控訴及び強制執行手停止の申立日：令和6年1月30日
- ・控訴人：厚真町
- ・札幌高等裁判所令和6年（ネ）第58号損害賠償請求控訴事件

○控訴の趣旨

- ① 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- ② 被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。
- ③ 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

(5) 相手方の控訴

- ・控訴状の提出日：令和6年2月1日
- ・控訴人：[REDACTED]

(6) 議会の承認

- ・令和6年2月6日開催 第2回臨時会にて専決処分の承認議案を提出。

(7) 強制執行停止

- ・令和6年2月8日 町から札幌地方裁判所へ供託金450万円の納付
同日 札幌地方裁判所の強制執行停止決定

(8) 判決

令和6年8月6日 札幌高等裁判所判決 棄却

6 上告

(1) 上告の提起

- ・令和 6 年 8 月 22 日 上告の提起
- ・上告人 : [REDACTED]
- ・最高裁判所令和 6 年（オ）第 1650 号損害賠償請求上告事件

(2) 判決

令和 7 年 1 月 17 日 最高裁判所判決 棄却

● 本件訴訟の判決が確定

7 損害賠償金の支払い

○判決主文

- 被告会社は、原告に対し、被告厚真町と連帶して 101 万円及びこれに対する平成 24 年 11 月 20 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 被告厚真町は、原告に対し、376 万円及びこれに対する平成 24 年 11 月 20 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を（ただし、101 万円及びこれに対する平成 24 年 11 月 20 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の限度で被告会社と連帶して）支払え。
- 原告のその他の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は、被告会社に生じた費用を 10 分し、その 1 を被告会社の、その余を原告の各負担とし、被告厚真町に生じた費用を 10 分し、その 3 を被告厚真町の、その余を原告の各負担とし、原告に生じた費用を 20 分し、その 1 を被告会社の、その 3 を被告厚真町の、その余を原告の各負担とする。
- この判決は、第 1 項及び第 2 項に限り、仮に執行することができる。

○相手方の町税滞納処分

- ・相手方の町税滞納額 固定資産税 13, 155, 052円
(令和7年4月末現在 延滞金を含む)

○損害賠償金の支払い協議

- ・相手方に対し、令和7年1月22日付け文書により、損害賠償金の支払い手続きについて、払込先口座の照会及び当該損害賠償金の滞納額への充当の意向を確認する。
- ・相手方の応答がないため、3月7日付け文書により再度の照会を行う。
- ・損害賠償金による滞納額への充当の意向が無い場合は、当該損害賠償金の差押の執行を検討する。
- ・相手方より3月17日付け文書により、原告会社の代表者の私財の投入により事業を進めてきたことを理由に、個人口座への払い込み依頼があった。
- ・個人口座への払い込みを指定することは可能であり、個人口座に払い込んだ場合、その口座を差押えることは、法律上難しいことが確認された。
- ・相手方に対し、会社名義の口座の指定について、4月1日付け文書により再度の照会を行う。

○被告会社との負担割合の協議

- ・町訴訟代理人弁護士と被告会社訴訟代理人弁護士により、連帯支払い義務に係る負担割合について協議を進め、町7割、被告会社3割とし合意に至る。

○損害賠償金の支払い日の決定

令和7年5月8日

○損害賠償金の計算

(1) 被告会社

- ・本件機械1の価値減少分 920,000円
- ・原告の弁護士費用の相当分 90,000円
- ・損害額合計 1,010,000円
- ・遅延損害金（年5%） 629,935円
- ・損害賠償額合計 1,639,935円
→ 町と連帶して支払うもの
- ・厚真町が支払うもの
 $1,639,935 \text{ 円} \times 0.7 = \underline{1,147,955 \text{ 円}} \quad \textcircled{1}$
- ・被告会社が支払うもの
 $1,639,935 \text{ 円} \times 0.3 = 491,980 \text{ 円}$

(2) 被告厚真町

- ・本件機械1の価値減少分 920,000円
- ・本件機械2の本公売時における価額 2,500,000円
- ・原告の弁護士費用の相当分 340,000円
- ・損害額合計 3,760,000円
- ・遅延損害金（年5%） 2,345,107円
- ・損害賠償額合計 6,105,107円 $\textcircled{2}$

厚真町が支払う損害賠償金の合計 ($\textcircled{1} + \textcircled{2}$)

7,253,062円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	1	事業	201
事業名	一般管理事業				所管G		総務人事G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他	の内訳		
7,254					7,254				

◆ 補正の目的

町を被告として令和4年3月3日に提訴された損害賠償請求事件について、令和7年1月17日に確定した判決に基づき、原告に対し損害賠償金を支払うもの。

別添資料 無

◆ 事業の概要

1 訴訟内容

- (1) 原告 [REDACTED]
- (2) 被告 ① 厚真町
② [REDACTED]
- (3) 事件 平成24年11月20日に執行した原告の町税滞納による差押え品の公売において、町の担当者が物件購入者である被告会社に対し、誤って公売対象外の機械2台を引き渡した。
- (4) 判決 ① 被告厚真町に対し、376万円および年5%の遅延損害金を支払え
② 被告会社に対し、町と連帶して101万円および5%の遅延損害金を支払え

2 支 払 日 令和7年5月8日

3 起 算 日 平成24年11月20日

4 連帶割合 厚真町 7割
被告会社 3割

5 損害賠償額

- (1) 町が支払うもの（判決①）
損害金 3,760,000円

$$\text{遅延損害金 } 3,760,000 \text{ 円} \times 0.05 \times 4553 \text{ 日} / 365 \text{ 日} = 2,345,107 \text{ 円}$$

$$\text{損害賠償額合計 } 6,105,107 \text{ 円 (a)}$$

- (2) 町と被告会社が連帶して支払うもの（判決②）

$$\text{損害金 } 1,010,000 \text{ 円}$$

$$\text{遅延損害金 } 1,010,000 \text{ 円} \times 0.05 \times 4553 \text{ 日} / 365 \text{ 日} = 629,935 \text{ 円}$$

$$\text{損害賠償額合計 } 1,639,935 \text{ 円}$$

$$\text{町負担額 } 1,639,935 \text{ 円} \times 0.7 = 1,147,955 \text{ 円 (b)}$$

$$\text{被告会社負担額 } 1,639,935 \text{ 円} \times 0.3 = 491,980 \text{ 円}$$

損害賠償金合計 (a) + (b) = 7,253,062円